

令和3年4月6日

香芝市教育委員会  
村中義男教育長殿

香芝市教育委員会請願等処理規則第2条の規定により、請願書の提出を行う。

(1) 件名

新型コロナウイルス感染症の再拡大に関し香芝市立小中学校等の緊急的な臨時休業等を直ちに検討することを求める請願

(2) 請願等の趣旨

先ず、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、緊急事態の可能性が高まりつつあり、臨時香芝市教育委員会を開催し、直ちに請願の審査を求める。

また請願趣旨は、令和3年4月5日奈良県公報によると、67名（新聞報道では71名）の新型コロナウイルス感染に係る陽性者は過去最大の確認がなされた。

専用病床使用率は54.78%となり、宿泊療養施設（ホテル等）の部屋使用率は81.77%と危機的状態にある。

また奈良県庁内におけるクラスターが認定され、変異株による感染速度が速いなど指摘され、この規模の感染確認が続くと医療崩壊もあると危惧されている。

本年4月には、香芝市立学校等は新学期を迎える。最近の関西での確認では、幼児、児童等への感染が見られることから、学校等におけるクラスター発生は嚴重な管理が必要な状態であることは明らかである。それは、過去の感染拡大の状態を上回る規模から、受け皿である医療資源が追い付かず、急激な感染拡大に対して医療崩壊も現実のものと指摘される。

よって、学校の設置者である香芝市教育委員会（学校設置者は地方公共団体の長であるが文科省から通知により、学校保健安全法に規定される学校設置者とは、教育委員会と読み替えると奈良県議会委員会において奈良県教育委員会の答弁がある。）は医療体制の補充等の措置が行われるまで間は、香芝市立学校等を学校保健安全法第20条の規定により、当面の間、臨時休業を行う事を直ちに検討することを求める。

更に、教育長は香芝市教育行政の事務を総理する者として、緊急事態に万全の対処を行い、新型コロナウイルス感染症の第4波とされる今回の事態に対し、終息するまでの間は、事務執行の隙間なく滞ることがないことを強く求め請願する。

(3) 請願等を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び所在地)

住所：

氏名：

連絡先：

